新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴う岩美町介護保険料減免措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少したこと等に伴う岩美町介護保険条例（平成１２年岩美町条例第１４号）第９条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（減免の対象となる保険料）

第２条　減免の対象は、令和元年度相当分及び令和２年度相当分の保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１２条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）とする。

（減免の対象者及び割合基準）

第３条　町長は、第一号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる額を当該第一号被保険者の保険料額から減免することができる。この場合において、複数の基準に該当するときは、減免の額が大きいものを適用する。

（１）コロナウイルス感染症により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯　全額

（２）コロナウイルス感染症により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する世帯　別表第１で算出した対象保険料額に、別表第２の前年の合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう）の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。

イ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

（減免の申請）

第４条　保険料の減免を受けようとする者は、岩美町介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第１号）に前条に規定する減免の対象者に該当する事由を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

（減免の通知）

第５条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときには、速やかにその申請に係る事項を審査し、減免することが適当と認めたときは岩美町介護保険料減免決定通知書（様式第２号）により、減免をする必要がないと認めたときは岩美町介護保険料減免否決通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（端数計算）

第６条　第３条の規定により算定した減免すべき金額に１０円未満の端数があるときはその端数を、その減免額が１０円未満のときはその全額を切り捨てるものとする。

（減免の取消し）

第７条　町長は、虚偽の申請その他不正行為を行うことにより減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附　則

　　この要綱は、令和２年５月１日から施行し、令和２年２月１日から適用することとし、令和３年３月３１日をもって廃止する。ただし、廃止日以前にこの要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、その後においても、なおその効力を有する。